



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年1月30日金曜日 第2035号

◇ 目 次 ◇

養育医療機関の指定.....	82
指定居宅サービス事業者の指定.....	82
指定居宅介護支援事業者の指定.....	82
指定介護予防サービス事業者の指定.....	83
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	83
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	83
指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	84
指定居宅介護支援事業の廃止.....	84
介護員養成研修事業者の指定.....	84
解除予定保安林.....	84
愛媛県工事執行規程の一部改正.....	84
兼用工作物の管理の方法について.....	85
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）.....	85
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	85
道路の供用開始（県道辰巳伊予和気停車場線）.....	87
開発行為に関する工事の完了.....	88
道路の区域変更（一般国道197号）.....	88
道路の供用開始（一般国道197号）.....	88
道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）.....	88
道路の供用開始（ " ）.....	88
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	89
道路の供用開始（ " ）.....	89

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....89
 愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....89

公営企業公告

感染性廃棄物処分業務の委託.....90
 重油の購入.....91

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第134号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定により、養育医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年1月30日

愛媛県知事 加戸守行

指 定 番 号	開 設 者	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
56	愛 媛 県	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷3丁目1番1号	平成21年1月30日

○愛媛県告示第135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成21年1月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870107178	特定非営利活動法人自立生活センター松山	愛媛県松山市小坂一丁目1番10号	訪問介護	特定非営利活動法人自立生活センター松山	愛媛県松山市小坂一丁目1番10号越智ビル1F東	平成20年12月1日
3870301177	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	通所介護	スパークタイムきくぞの	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年12月1日
3870301185	株式会社信介	愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲554番地6	訪問介護	訪問介護ひいらぎ	愛媛県宇和島市恵美須町二丁目4番22号コーポ恵美須1階102	平成20年12月10日
3871300459	株式会社山田	愛媛県四国中央市上分町718番地	特定福祉用具販売	介護ショップ山田	愛媛県四国中央市金生町下分865番地四国中央市川之江庁舎5階	平成20年12月15日

○愛媛県告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成21年1月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所は	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870107186	株式会社ケアサポートまごころ	愛媛県松山市古三津二丁目5番39号	居宅介護支援	株式会社ケアサポートまごころ三津	愛媛県松山市古三津二丁目5番39号	平成20年12月15日

○愛媛県告示第137号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所は	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870301177	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	介護予防通所介護	スパークタイムきくぞの	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年12月1日
3870301185	株式会社信介	愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲554番地6	介護予防訪問介護	訪問介護ひいらぎ	愛媛県宇和島市恵美須町二丁目4番22号コーポ恵美須1階102	平成20年12月10日
3873600146	大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	愛媛県大洲市大洲810-1	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームかわかみ荘	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂2800	平成20年12月15日
3871300459	株式会社山田	愛媛県四国中央市上分町718番地	特定介護予防福祉用具販売	介護ショップ山田	愛媛県四国中央市金生町下分865番地四国中央市川之江庁舎5階	平成20年12月15日

○愛媛県告示第138号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所は	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870400649	株式会社ベルワイド	愛媛県八幡浜市新町272番地1	訪問介護	おるde新町ヘルパーステーション	愛媛県八幡浜市新町281番地1	愛媛県八幡浜市新町272番地1	平成20年11月21日
3870101270	株式会社民間救急サービス	愛媛県松山市太山寺町887-4	福祉用具貸与	株式会社民間救急サービスあつがるケアサービス	愛媛県松山市小坂4-19-14	愛媛県松山市朝生田町四丁目8-2	平成20年12月1日
3870101270	株式会社民間救急サービス	愛媛県松山市太山寺町887-4	特定福祉用具販売	株式会社民間救急サービスあつがるケアサービス	愛媛県松山市小坂4-19-14	愛媛県松山市朝生田町四丁目8-2	平成20年12月1日
3870106618	株式会社ほわいと	愛媛県松山市小坂三丁目3番33号	訪問介護	訪問介護事業所ほわいと	愛媛県松山市天山一丁目14番28号リビエール天山105号	愛媛県松山市小坂三丁目3番33号	平成20年12月1日
3870106154	株式会社ケアステーション春々	愛媛県松山市湯の山東二丁目4番地12	訪問介護	訪問介護事業所ケアステーション春々	愛媛県松山市堀江町甲1409番地1松山グランドハイツ315号	愛媛県松山市湯の山東二丁目4番地12	平成20年12月2日
3870107020	株式会社SCS	愛媛県松山市水尾町333番地47	訪問介護	株式会社SCS	愛媛県松山市水尾町333番地47	愛媛県松山市桑原三丁目1-47-205	平成20年12月11日
3860691017	有限会社キャンパス	愛媛県西条市丹原町願連寺196番地6	訪問看護	訪問看護ステーションおれんじ	愛媛県西条市丹原町池田1651-1	愛媛県西条市丹原町願連寺196番地6	平成20年12月22日

○愛媛県告示第139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所は	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870106626	株式会社ほわいと	愛媛県松山市小坂三丁目3番33号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ほわいと	愛媛県松山市天山一丁目14番28号リビエール天山105号	愛媛県松山市小坂三丁目3番33号	平成20年12月1日

○愛媛県告示第 140 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870400649	株式会社ベルワイド	愛媛県八幡浜市新町272番地1	介護予防訪問介護	おるで新町ヘルパーステーション	愛媛県八幡浜市新町281番地1	愛媛県八幡浜市新町272番地1	平成20年11月21日
3870101270	株式会社民間救急サービス	愛媛県松山市太山寺町887-4	介護予防福祉用具貸与	株式会社民間救急サービスあつがるケアサービス	愛媛県松山市小坂4-19-14	愛媛県松山市朝生田町四丁目8-2	平成20年12月1日
3870101270	株式会社民間救急サービス	愛媛県松山市太山寺町887-4	特定介護予防福祉用具販売	株式会社民間救急サービスあつがるケアサービス	愛媛県松山市小坂4-19-14	愛媛県松山市朝生田町四丁目8-2	平成20年12月1日
3870106618	株式会社ほわいと	愛媛県松山市小坂三丁目3番33号	介護予防訪問介護	訪問介護事業所ほわいと	愛媛県松山市天山一丁目14番28号リビエール天山105号	愛媛県松山市小坂三丁目3番33号	平成20年12月1日
3870106154	株式会社ケアステーション春々	愛媛県松山市湯の山東二丁目4番地12	介護予防訪問介護	訪問介護事業所ケアステーション春々	愛媛県松山市堀江町甲1409番地1松山グランドハイツ315号	愛媛県松山市湯の山東二丁目4番地12	平成20年12月2日
3870107020	株式会社SCS	愛媛県松山市水尻町333番地47	介護予防訪問介護	株式会社SCS	愛媛県松山市水尻町333番地47	愛媛県松山市桑原三丁目1-47-205	平成20年12月11日
3860691017	有限会社キャンパス	愛媛県西条市丹原町願連寺196番地6	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションおれんじ	愛媛県西条市丹原町池田1651-1	愛媛県西条市丹原町願連寺196番地6	平成20年12月22日

○愛媛県告示第 141 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870400326	医療法人不老	愛媛県八幡浜市穴井3番耕地401番地	居宅介護支援	居宅介護支援事業所不老	愛媛県八幡浜市穴井3番耕地401番地	平成20年12月16日
3870700287	有限会社しらさぎ	愛媛県大洲市平野町野田2751番地2	居宅介護支援	居宅介護支援事業所しらさぎ	愛媛県大洲市平野町野田乙687番地53	平成20年12月20日

○愛媛県告示第 142 号

介護保険法施行令（平成10年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年 月 日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	介護全般に関する介護職員基礎研修課程	平成21年1月20日

第 249 号) 第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
八幡浜市五反田 2 番耕地 454 の 2、2 番耕地 454 の 3、2 番耕地 455 の 1、2 番耕地 456 の 2、2 番耕地 457 の 3、3 番耕地 196 の 5、3 番耕地 201 の 2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第 143 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律

○愛媛県告示第 144 号

愛媛県工事執行規程（昭和39年 8 月愛媛県告示第 695 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成21年 1月30日

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(債権譲渡)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 前各項の規定にかかわらず、請負者が愛媛県建設業振興資金貸付金の貸付けを受けるために社団法人愛媛県建設業協会に対して行う債権譲渡及び公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度又は地域建設業経営強化融資制度に係る融資を受けするために愛媛県建設業協同組合連合会又は株式会社建設総合サービスに対して行う債権譲渡に係る承認の対象範囲及び事務手続は、別に定める。</p>	<p>(債権譲渡)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 前各項の規定にかかわらず、請負者が愛媛県建設業振興資金貸付金の貸付けを受けるために社団法人愛媛県建設業協会に対して行う債権譲渡及び<u>工事に係る請負代金債権の譲渡を活用した</u>_____融資を受けするために愛媛県建設業協同組合連合会_____に<u>対して</u>行う債権譲渡に係る承認の対象範囲及び事務手続は、別に定める。</p>

○愛媛県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道 197 号
- 2 他の工作物の名称
三崎港海岸保全施設
- 3 兼用工作物の位置
西宇和郡伊方町三崎1073番 1 地先から同町三崎1603番 2 地先まで
- 4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所
海岸管理者 愛媛県知事 加戸 守行
住所 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
道路管理者 愛媛県知事 加戸 守行
住所 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）について道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。
 - (2) 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第 1 号又は第 2 号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。
 - 一 もっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者
 - 二 もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 海岸管理者
 - (3) 前 2 項の規定によるほか、海岸法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行う

ものとする。

6 管理の期間

平成21年 1月30日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで

○愛媛県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画用途地域、都市計画特定用途制限地域、都市計画道路、都市計画公園、都市計画下水道、都市計画ごみ処理場、都市計画ごみ焼却場、都市計画汚物処理場、都市計画火葬場及び都市計画土地区画整理事業の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西条都市計画用途地域、都市計画特別用途地区、都市計画特定用途制限地域、都市計画準防火地域、都市計画道路、都市計画公園、都市計画緑地、都市計画下水道及び都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第148号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月30日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直 人

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社ヤスノリ
今治市八町西四丁目 1 番 6 号

代表取締役 越智康行

2 事業場の名称及び所在地

株式会社ヤスノリ

西条市国安1273番地 8

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第19号 ト染色施設	
特定施設の能力	1日当たり600キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後7日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	5時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 557 最大 600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 40.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.00 最大 6.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 12.0 最大 15.0	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) オゾン脱色処理装置

設置年月日	平成5年4月1日
処理施設の種類	化学処理
処理施設の型式	オゾン脱色
処理施設の構造	ステンレス製
処理施設の主要寸法	1塔当たり直径1.5メートル 高さ5.0メートル(2塔)
処理施設の能力	1日当たり30立方メートル処理
汚水等の処理の方式	オゾン脱色処理

処理施設の使用時間間隔	間 欠		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7	通常 9.2 最大 7.8~10.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 557 最大 600	通常 557 最大 600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.2 最大 15.0	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 40.0	通常 20.0 最大 40.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.00 最大 6.00	通常 4.00 最大 6.00
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 24 最大 30	通常 24 最大 30

(2) 活性汚泥処理施設

設置年月日	昭和62年4月1日		
処理施設の種類	生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	活性汚泥処理及び三次処理		
処理施設の構造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 17.95メートル 横 12.1メートル 高さ 6.0メートル		
処理施設の能力	1日当たり286立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性汚泥、接触酸化及び凝集沈殿処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7	通常 7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 555 最大 598	通常 20.0 最大 30.0

浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	13.3	通常	8.0
	最大	15.2	最大	10.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	20.0	通常
	最大	40.0	最大	20.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	4.00	通常	2.00
	最大	6.00	最大	3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	228.8	通常	228.8
	最大	286.0	最大	286.0

(3) pH調整放流槽

設 置 年 月 日	昭和62年 4月 1日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和処理		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 6.2メートル 横 2.2メートル 高さ 2.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり991立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 5.8~8.6	通常 7.0 最大 5.8~8.6

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.0 最大 11.0	通常 8.0 最大 11.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3.0 最大 4.0	通常 3.0 最大 4.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10.0 最大 20.0	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.00 最大 3.00	通常 2.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 792.8 最大 991.0	通常 792.8 最大 991.0

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.0 最大 11.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3.0 最大 4.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 792.8 最大 991.0

○愛媛県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	辰巳伊予和気停車場線	松山市太山寺町1483番10から 同町1483番9まで	平成21年 1月30日
"	"	松山市太山寺町1319番3から 同町1320番8まで	"

○愛媛県告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 1月30日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建（開）第57号 平成21年 1月20日	伊予郡松前町大字昌農内字竹ノ鼻423番	山口県宇部市大字藤曲2543番地 3 池 内 健

○愛媛県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	八幡浜市郷3番耕地1043番2地先から 同市郷1番耕地913番2まで	旧	メートル 15.0～17.0	キロメートル 0.057	
			新	16.0～21.0	0.057	
"	"	八幡浜市郷1番耕地913番2地先から 同市大平1番耕地381番1地先まで 及び 八幡浜市郷1番耕地913番2から 同市郷3番耕地141番1まで	旧	7.6～27.0	5.364	
			新	7.6～27.0 19.0～64.0	5.364 0.508	

○愛媛県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川3751番2から 同市肱川町宇和川3752番3まで	平成21年 1月30日

○愛媛県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市新谷字室戸乙1510番 3	旧	メートル 10.5～11.0	キロメートル 0.010	
			新	12.0～12.5	0.010	

○愛媛県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市新谷字室戸乙1510番 3	平成21年 1月30日

○愛媛県告示第 155 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂260番 3 から 同市肱川町山鳥坂262番 2 まで	旧	メートル 4.8 ~ 9.1	キロメートル 0.184	
			新	20.5 ~ 53.0	0.160	

○愛媛県告示第 156 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂262番 1	平成21年 1月30日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 1月21日	特定非営利活動法人 国際交流人材研修支援協議会	廣 瀬 紀 博	松山市祝谷六丁目1122番地16クリ スタルコート道後 '90 205号	この法人は、アジア近隣諸国から日本に産業技術や流通、サービス産業におけるノウハウなどの習得を目的として来日を希望する有為な青年男女に対し、四国の産業界が有する様々な技術・ノウハウを持つ企業を紹介し研修に至るまでを支援し、一方、研修企業には海外市場の開拓に際し、研修生を通じた人的つながりを得ることや、国境を越えた人材の育成を通して社内の活性化を図ることで、民間レベルでの経済交流若しくは文化交流に資することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県漁業取締船用燃料の購入（電子入札対象案件）

(2) 購入物品名及び予定数量

軽油（免税・J I S K 2204 2号）

約 392,000リットル

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

- (4) 納入期間
平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで
- (5) 納入場所
今治港、松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船棧橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域
- (6) 入札方法
入札金額は、100 リットル当たりの単価で記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札説明書に定める納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2156
- (2) 入札書の受領期限
電子入札による場合は、平成21年3月17日(火)の電子入札システム稼働開始時刻(午前9時00分)から平成21年3月24日(火)午後1時59分まで。
紙入札方式による場合は、2(2)の証明書類提出後から平成21年3月24日(火)午後1時59分まで。
- (3) 入札説明書の交付方法
- (ア) 入札情報公開システム
http://ebid-ppi.pref.ehime.jp/PPI_P/
- (イ) (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成21年3月24日(火)午後2時00分
愛媛県総務部会議室(入札室)本館二階
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、別途定める期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
- (ア) 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札方式による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (イ) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil (tax exempted, JIS K2204 No 2) approximately 392,000L
- (2) Time limit of tender: 1:59 p.m., 24 March 2009
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 1月30日

愛媛県立中央病院長
梶 原 眞 人

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処分業務の委託
- (2) 委託業務名及び予定数量
感染性廃棄物処分業務：約 4,200,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間
平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線 2228

- (2) 入札書の受領期限

平成21年3月13日（金）午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成21年1月30日（金）から3月3日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成21年3月13日（金）午後1時30分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 4 200 000 liters

- (2) Time limit of tender: 1:30 p . m . , 13 March 2009

- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan

TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年1月30日

愛媛県立中央病院長

梶 原 眞 人

1 入札に付する事項

- (1) 件名

重油の購入

- (2) 購入物品名及び予定数量

重油（J I S K 2205 1種2号）

第1回：約 625 000リットル

第2回：約 762 000リットル

- (3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

- (4) 納入期間

第1回目：平成21年4月1日から平成21年9月30日まで

第2回目：平成21年10月1日から平成22年3月31日まで

- (5) 納入場所

愛媛県立中央病院

- (6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油燃料類」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

第1回目：平成21年3月27日(金)午後1時30分

第2回目：平成21年9月25日(金)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

第1回目：平成21年1月30日(金)から3月13日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)

第2回目：平成21年8月3日(月)から9月11日(金)までの執務時間中

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

第1回目：平成21年3月27日(金)午後1時30分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

第2回目：平成21年9月25日(金)午後1時30分

愛媛県立中央病院 周産期センター 7階 第2研修室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条に

おいて例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Heavy Oil (JIS K2205 class 1 No 2)

1st contract: approximately 625,000 liters

2nd contract: approximately 762,000 liters

(2) Time limit of tender:

1st: 1:30 p.m., 27 March 2009

2nd: 1:30 p.m., 25 September 2009

(3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan

TEL 089 947 1111 Ext 2228